

家きんを100羽以上飼養している農家の皆様へ

消毒の徹底について

国内の家きんで高病原性鳥インフルエンザが発生したことに加え、韓国の採卵鶏農場で1月26、27日にたてつづけに2件の発生が確認され、依然として発生リスクが高い状態にあります。

また、2月は韓国で冬季オリンピックが開催されることから、人や物の移動が活発になることが予想されます。

高病原性鳥インフルエンザウイルスの鶏舎への侵入防止に万全を期するため、消毒の徹底をお願いします。

★ 家きん舎の消毒は、日々、各農場において実施していただいているところですが、本日から2月18日までの間に消毒を実施した日を、別紙「消毒の実施報告書」にて当所までご報告いただきますようお願いいたします。（締切り：2月22日（木））

★ 消毒方法については、消石灰や消毒薬の散布等、農場に適した方法にて、実施願います。

★ なお、消毒にあたって消石灰が必要な方には、消石灰の配布を予定しています（詳細については、別途ご連絡します）。

★ これ以降についても、引き続き 各農場において消毒の徹底をお願いします。

※なお、1月22日にお知らせしました京都市内で回収された野鳥（カルガモ）については、確定検査で高病原性鳥インフルエンザウイルスではありませんでした。（H12N2亜型の鳥インフルエンザウイルスでした。）



滋賀県家畜保健衛生所

（本所）近江八幡市西本郷町226-1 ； （北西部支所）高島市今津町弘川249-1
TEL:0748-37-7511・FAX:0748-37-4821 ； TEL:0740-22-2145・FAX:0740-22-6681